

第109回 苫小牧市都市計画審議会

審議事項（10） 苫小牧圏都市計画公園の変更について

1. 都市計画公園とは

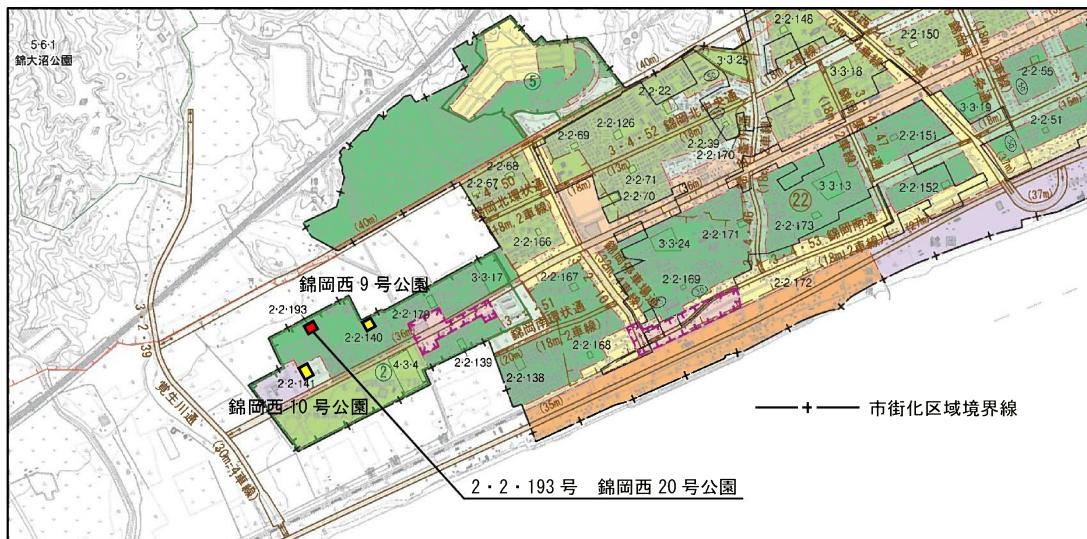
○都市計画公園とは都市計画法に規定される都市施設の1つであり、都市計画決定権者である都道府県知事又は市町村長が都市計画決定した「公園」を指します。（都市計画法第11条第1項第2号）

2. 変更内容と理由について

○都市計画公園2・2・193号錦岡西20号公園を廃止する。

○当該公園は現在、未整備・未供用であるが、当該公園を含む一部地域が市街化調整区域に編入されることにより今後の宅地開発が見込まれず、また、編入後の市街化区域については、誘致圏域内に錦岡西9号公園と錦岡西10号公園がすでに整備されていることから、都市計画公園として整備する必要がなくなるため。

【現行】



【変更】

